

伊万里市スポーツ合宿誘致推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、スポーツ合宿を誘致し、市民のスポーツに関する意識の醸成及び競技力の向上を図るため、本市でスポーツ合宿を実施する団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校（市外に所在するものに限る。）の学生及び指導者で組織されるスポーツ活動を行う団体で、当該高等学校等においてその活動が認められているものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行うスポーツ活動に関する合宿で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 伊万里市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和46年条例第8号）に規定する体育施設を利用すること。
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を営む市内の施設に連続して2日以上宿泊し、宿泊期間中の延べ宿泊者数が20人以上であること。
- (3) 練習の公開、合同練習等により市民との交流を図ること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的としているとき。

- (2) 政治的又は宗教的活動を目的としているとき。
- (3) 国、県又は他の地方公共団体等から助成を受けているとき。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する宿泊費とする。

- 2 補助金の額は、前条第1項第2号の延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、1団体につき10万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合宿（計画・報告）書（様式第2号）
- (2) 収支（予算・決算）書（様式第3号）
- (3) 合宿参加者名簿（様式第4号）

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により交付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管すること。
- (6) 規則第8条第1項各号又は規則第16条各号に規定する事項が生じたときは、

補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

(決定の通知)

第7条 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書は、様式第5号のとおりとする。

(補助対象事業の変更)

第8条 規則第8条第1項に規定する補助事業変更承認申請書は、様式第6号のとおりとする。

2 規則第8条第3項に規定する補助金交付変更通知書は、様式第7号のとおりとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、様式第8号のとおりとし、その提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合宿（計画・報告）書
- (2) 収支（予算・決算）書
- (3) 合宿参加者名簿
- (4) 宿泊証明書（様式第9号）

(補助金の額の確定)

第10条 規則第13条に規定する補助金確定通知書は、様式第10号のとおりとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第11号のとおりとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長

が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。